

第3回丹波市人権行政推進審議会での意見・指摘事項への対応表

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
1	【個別課題】 女性の人権	資料2-1 (1頁)	「現状と課題」の○の2つ目について、文章の最後の「・・・国際的に男女共同参画社会の実現には遅れを取っている」という表現について、競争ではないので、「・・・早期の男女共同参画社会の実現が望まれる」と前向きな表現がよい。 国際的に遅れていることは事実だ。このままの表現でよい。	遅れていることは確かに事実であり、3行目に「日本の順位は、156カ国中120位と低く」と書いている。それを受けて、文末は、「実現していく」という前向きな表現で文章を終え、遅れを取っているということを重ねて表現しない。 ⇒「・・・ <u>早期の男女共同参画社会の実現が望まれます。</u> 」
2	【個別課題】 女性の人権	資料2-1 (1頁)	「現状の課題」の○の3つ目について、前回の国勢調査によると、女性の非正規雇用が多いという結果だった。女性は人員整理の対象になりやすく、雇い止めや失業が多い。女性の失業率や非正規雇用が多いという現実は差別であると考え。このコロナ禍でも表面化しているということを記載してほしい。	女性の雇用分野に関して、現状についての記載を加える。 ⇒「・・・女性の就業者数の増加や、働く女性の活躍を支援する取組が進んでいます。しかし、就業形態や賃金、昇進・昇格など職場における就業の機会や待遇には依然として男女間に差があることから、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援が重要です。また、女性も男性も各自の生活様式に合わせた多様で柔軟な働き方を可能とする仕事と生活の調和の取組がますます重要となります。」
3	【個別課題】 女性の人権	資料2-1 (2頁)	「施策の方向性」について、啓発や教育は大切であると考えが、さらに、組織のトップや意思決定をする場への女性の登用を進めることが必要と考える。	本意見については、「施策の方向性」の「(2) あらゆる女性の活躍」で記載している。市では、この基本方針とは別に、「丹波市男女共同参画計画」を策定しており、女性の活躍、参画についてより詳しく取組を記載している。

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
4	【個別課題】 女性の人権	資料2-1 (2頁)	DV被害者の安全を確保するという趣旨の記載があり、その支援策としてシェルターがあると思うが、市内にその施設はあるのか。	DV被害者の安全を確保するために、一時的な保護施設の所在地は明らかにされていない。被害者の保護が必要となった場合は、速やかに関係機関と連携を図り、安全確保に努めている。
5	【個別課題】 女性の人権	資料2-1 (3頁)	以前の会議で、「ジェンダー」という言葉を使ってほしいという意見があったが、単に文章内で使用するのではなく、ジェンダーについての説明文を記載する必要があると考える。	一般的に「社会的・文化的に形成された性別」という意味で説明されているが、この言葉を広めていく必要もあると考えるので、注釈を加える。 ⇒ <u>ジェンダー（出展：「第5次男女共同参画基本計画用語集」より）</u> <u>ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。</u>

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
6	【個別課題】 子どもの人権	資料2-2 (2頁・4頁)	<p>4頁の意識調査結果について、「いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある」ということについて、「いじめ」を「差別」に置き換えると、「差別は、差別される側にもそれなりの問題がある」となり、それは問題のある考え方である。「差別される側」の問題ではなく、「差別する側」や「その周りの人」の問題である。2頁の「施策の方向性」の「(3) いじめ、暴力行為、不登校等への対応」の箇所で、いじめは「いじめられる側」に問題があるのではなく、「いじめられる側」に問題があると明記することが大切である。</p> <p>2頁の「施策の方向性」の(3)で、「いじめの傍観者にならないための取組・・・」ではなく、はっきりと「いじめの加害者や傍観者にならないための取組・・・」と記載したほうがよいと考える。なぜなら、いじめについて話し合いをすると、「いじり」ということで正当化する意見がわりと出る。「いじり」は「いじっているだけで、いじているわけではない」という意見である。そういった考え方が、先ほどの意識調査にも影響しているのかもしれない。「それは加害である」としていくことがとても大切である。「いじめの加害者にはならない」ということが常識で、当たり前の話であるが、それができていないということで、もう少し強めの表現でもよいと考える。</p>	<p>ご意見を受け、下記のとおり修正する。</p> <p>⇒「いじめの加害者や傍観者にならないための取組を充実させるとともに、・・・」</p>

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
7	【個別課題】 子どもの人権	資料2-2	学校の先生からの性暴力の問題に関して、被害に遭ってから随分経ってから発覚することもあり、被害者の子どもは長い期間苦しめられている、ということを知る。加害者の先生が、そのような問題を起こしたと分からず、別の学校で雇用されたりすることがあるとも聞かすが、現状はどうか。	懲戒免職処分を受けると教員免許状は失効するが、再申請することが可能である。採用側がその懲戒を受けたことが分かれば、採用を避けることはできるが、従来は、その情報共有ができていなかった。現在は、文部科学省が提供している「官報情報検索ツール」により検索可能となっている。これにより、対象者が過去40年間に懲戒免職処分等を受けたことの有無を同ツールで確認できるようになり、より慎重な採用選考が可能となった。
8	【個別課題】 高齢者の人権	資料2-3 (2頁・6頁)	6頁の⑥で、「高齢者の交通の便」について、デマンド予約型乗合タクシーのことについての記載であると考えているが、旧町域のみであるので大変不便だと言う意見があると聞いている。要介護度認定者で要介護度2～5の方は「お出かけサポート事業」を300円で利用できるが、旧町域を超えると300円の加算となる。加算しても、町域を超えて活動したいという声もある。デマンド予約型乗合タクシーがお出かけサポート事業のようなシステムとなるよう変更にならないのか。	指摘箇所は、現方針の第2次方針に記載している内容であるが、今回示している第3次方針（案）には盛り込んでいない。 デマンド予約型乗合タクシー制度について、運行エリアを拡大してほしいというニーズがあるということは認識している。しかし、福祉施策である「お出かけサポート事業」と、公共交通を補完するということが目的の「デマンド予約型乗合タクシー」は制度が異なっている。全ての公共交通事業者が存続するように考えていく必要があり、担当部署で協議をしている。 「施策の方向性」の「(4) 生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり」の箇所で、高齢者の外出機会の確保についての記載を盛り込む。 ⇒「 <u>○高齢者の外出機会と社会参加の拡大を図るとともに、介助や支援を必要とする方の日常生活や社会生活の支援のため、高齢者の外出を支援する。</u> 」

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
9	【個別課題】 高齢者の人権	資料2-3 (2頁)	<p>地域の中でいきいき百歳体操の実施に取り組まれているが、地元の公民館など、自宅から歩いていくことができる身近な施設で行われているということに意味があると思っている。公民館や隣保館などの地域の中にある身近な施設を今後どのように活用していくのかを考える必要があると考える。関連する箇所は「施策の方向性」の(5)の地域共生社会の記述にあたるであろうか。地域のコミュニティを作っていくということは大切である。</p> <p>25校区全てに、拠点施設があり、共通の理解の下、その活用を地域内で進めている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「施策の方向性」の「(4) 生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり」の箇所、○の2つ目において、地域展開しているいきいき百歳体操の事例を追記する。</p> <p>⇒「<u>老人クラブや地域の通いの場としての「いきいき百歳体操」</u>などの高齢者の健康づくりの機会を活用し、・・・」</p>
10	【個別課題】 高齢者の人権	資料2-3 (3頁)	<p>「地域支えあい推進員」を配置し、地域の中で様々な人が参加し、関わりあい、支え助けあっていく取組を進めている。この取り組みのことも付け加えてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「施策の方向性」の「(5) 地域共生社会への取組」の○の2つ目を下記のとおり加筆修正する。</p> <p>⇒ <u>高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活するために、市内全地区に「支えあい推進会議」を設置し、地域一体となった体制づくりを進めます。</u></p>
11	【個別課題】 障がいのある人の人権	資料2-4 (1頁)	<p>「現状と課題」の○の2つ目、「・・・障害者自立支援法が・・・として制定され、」とあるが、2012年に制定されたのは障害者総合支援法であり、表記の工夫が必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>⇒「<u>障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)と改められました。</u>共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として<u>掲げられ、・・・</u>」</p>

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
12	【個別課題】 障がいのある 人の人権	資料2-4 (3頁)	「施策の方向性」の「(3)暮らしやすいまちづくりの推進」の○の4つ目に、権利擁護支援センターの設置とあるが、これまでもこの話は出ていたが、なかなか設置は難しいと言うことであった。なぜ設置できないのか、本当に設置できるのか。	権利擁護支援センターについては、昨年度に検討委員会 が立ち上がり、設置に向けて議論が進められており、令 和5年度に設置する目標で進められている。
13	【個別課題】 障がいのある 人の人権	資料2-4 (全体)	「障がい者」という表記と「障がいのある人」という 表記の2つがあり、整理が必要である。	ご指摘を踏まえ、該当箇所を修正した。
14	【個別課題】 外国人の人権	資料2-5 (1頁)	「現状と課題」の○の5つ目、「関心度の高さは、17 項目中、12番目となり、市民の関心はそれほど高く ない状況」とあるが、関心が高い、低いという考え方 はどうかと思う。高いから重要であり、低いから重要 でない、といった考え方にもなる。「関心度の高さは、 17項目中、12番目である」という事実でよい。	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正する ⇒「・・・17項目中、 <u>12番目となっています。</u> 」

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
15	【個別課題】 外国人の人権	資料2-5 (2頁)	<p>「施策の方向性」の(3)について、外国人の子ども の教育について、外国にルーツを持つ子どもについ て、進学をするときにつまずく。生活言語はすぐに習 得できても、学習言語は非常に高度であり、受験でつ まずく。日本人の子どもにとっても、受験のための学 習は難しいものであるのに、外国人の子どもへのサ ポートが弱いため、高等教育でつまずく。このまま日 本で住み続けるならば、非常に困難な問題である。学 校に通う外国にルーツを持つ子どもの学習権が保障 されていない現状にある。</p> <p>親が長期的に日本に滞在することができる方針に変 わっており、その子どもの進学や就職の問題が出て くる。そして日本語習得の難しさから、高校に進学で きない、ドロップアウトするということが問題とな ってきている。実際に、ヨーロッパでは大問題になっ ている。本来は日本政府が取り組むべき問題である。</p> <p>2019年4月から、新たな在留資格の「特定技能」が でき、家族同伴での在留がこれから増えてくること になる。そういった現状を捉えて、子どもの学力保障 や就職を考える必要がある。また、家庭では母国語、 学校では日本語となり、二言語とも十分ではなく、中 途半端な理解になる「ダブルリミテッド」状態になる こともある。また、母国の文化を学ぶことも失われ る。そういったサポートも必要である。</p>	<p>学校における外国人の児童生徒の支援について、県の制 度を利用し、通訳や翻訳といった支援を行っているが、 それだけでは不足しているため、市独自でも指導者をお 願いし、支援している。予算の問題で十分な支援が出来 ていない部分もあるだろうが、生活支援、学習支援を行っ ている状況である。さらに充実させていかなければなら ないということは、理解している。</p>

No.	箇所	資料・頁数 (第4回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
16	【個別課題】 インターネットによる人権侵害	資料3-1 (2頁)	前回会議資料の中で示されている「主な課題と施策の方向性」で、インターネットに書き込まれた人権侵害への対応として、相談支援体制の整備や関係機関との連携とある。専門的に対応する相談窓口を設置するということか。	市において、専門的な相談窓口設置は考えていない。「施策の方向性」の(3)のとおり、専門の相談窓口について広報周知するとともに、既存の人権に関する相談窓口の中では相談を受け付け、法務局などと連携して対応する。
17	【個別課題】 インターネットによる人権侵害	資料3-1	今やインターネットで検索することは日常の行為であり、禁止することはできない。それを検索することがなぜ差別につながるのか、ということを経験することが大切である。だからそれをしない、ということが大切である。 インターネット社会においては、そのような危機感があるということをしっかりと明記していただきたい。	子どもを含め、インターネット利用は避けて通れない、使わざるを得ない社会になっているという背景を踏まえ、インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発の重要性について記載する。(資料3-2)
18	【個別課題】 性的マイノリティの人権	資料3-2 (1頁)	前回会議資料の中で、性的マイノリティの人数に関する調査結果の掲載があるが、これは、丹波市の数値ではないと思う。記載するときに注意する必要がある。	誤解が生じないように記載する。(資料3-2)
19	【個別課題】 性的マイノリティの人権	資料3-2 (1頁・2頁)	性的マイノリティの割合が1割ほどあるということで、受け入れ、理解するという啓発や教育が非常に大切であると感じた。1割の方が生きづらさを感じながら暮らしておられるということをしっかりと書き込んでいただきたい。	ご意見を踏まえ、資料3-2「現状と課題」に記載する。